

No. 13 家族経営から法人経営に転換したい

最初の相談先	所属漁協	普及員（水産試験場）	県の担当者 その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	漁業後継者対策事業	事業の所管機関	漁政課 経営・組合グループ

事業の概要

[事業実施者]

家族経営から法人経営への転換を考えている沿岸漁業者等（沖底漁業含む）。

[事業内容]

法人経営への転換を考えている沿岸漁業者を対象に、県が税理士などの専門家を派遣して、法人化に向けた個別相談の支援を行います。

支援をご希望される方は、所属漁協や水産業普及指導員、県漁政課等にご相談ください。

No. 14 収益性を重視した操業・生産体制に転換したい（もうかる漁業）

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の担当者 その他 ()		
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075	FAX029-301-4089
事業名	漁業構造改革推進事業 (もうかる漁業創設支援事業)	事業の 所管機関	国（水産庁 研究指導課）、(NPO 法人) 水産業・漁村活性化推進機構

事業の概要

【事業実施者】 地域協議会から選定された漁協等

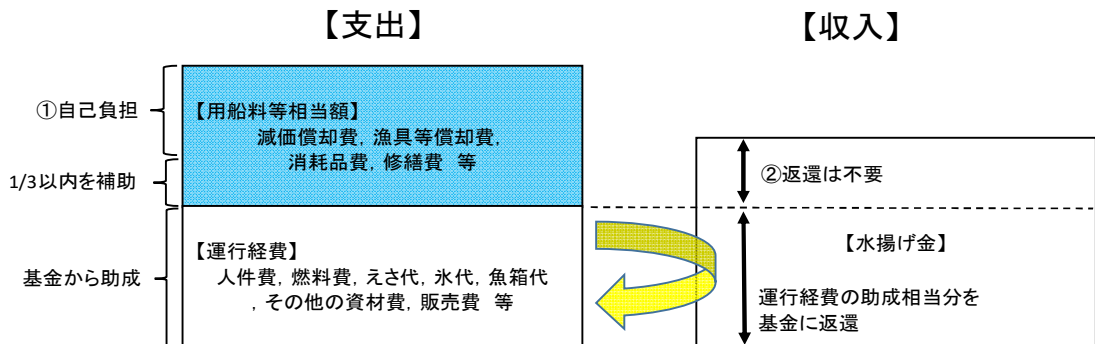
【事業内容】 沿岸漁業の他各種漁業を対象に、資源管理や漁場環境改善に取り組みつつ収益性の高い操業・生産体制への転換を推進し、厳しい経営環境の下でも操業を継続できる経営体を育成するため、地域協議会が収益性を向上するための改革計画を作成し、その改革計画に基づく実証事業の取組を支援します。

【実証事業のメニュー例】 改革型漁船等の収益性改善の実証事業（改革型メニュー）

省エネ型、省人型若しくは省力化型の改革型漁船若しくは漁網を導入し、又は協業化等新しい操業体制への転換を図ることによる収益性改善の実証等の取組を行うことにより、地域・グループの漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進するもの。支援期間は3年。

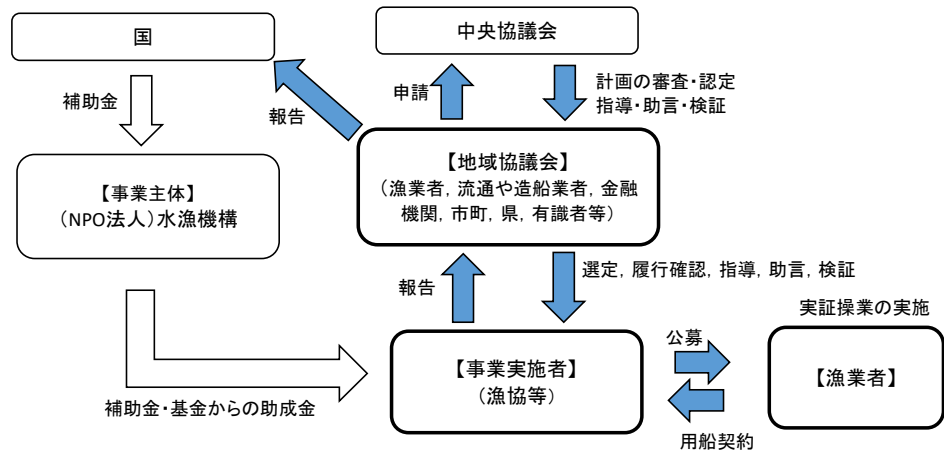
(本県活用事例) 神栖市地域プロジェクトの「小型底びき網漁業新規着業」の取組み

【支援のイメージ（改革型メニューの場合）】



支援期間中は①<②なら赤字にならない。

【事業の仕組み】



No. 15 漁業や操業等の改善について相談したい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場等） 県の事業担当者 その他 ()		
県の担当グループ	水産試験場 経営普及室	(経営普及室)	TEL 029-262-4179 FAX 029-263-0414
	霞ヶ浦北浦水産事務所 振興課	(振興課)	TEL 029-822-7270 FAX 029-822-0848
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場 霞ヶ浦北浦水産事務所

事業の概要

[事業主体]

茨城県水産試験場、霞ヶ浦北浦水産事務所

[事業内容]

水産試験場及び霞ヶ浦北浦水産事務所に配置された水産業普及指導員が、漁業経営、漁業技術、流通対策など漁業に関する相談や新たな漁業種類の導入、漁業技術の改良、漁船・漁業機器の更新など操業等に関する改善などの相談を受け、その内容に応じて、必要な情報の提供や専門家などの相談先を紹介します。

[その他]

相談については、水産業普及指導員が随時受け付けているほか、沿海地区（北部地区担当、中部地区担当、南部地区担当）及び霞ヶ浦北浦地区の水産業普及指導員が担当地域を巡回していますので、お気軽にお声がけください。

No. 16 燃油価格高騰の影響を軽減したい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075	FAX029-301-4089
事業名	漁業経営セーフティネット構築事業	事業の所管機関	水産庁 企画課

事業の概要

[事業主体]

（一社）漁業経営安定化推進協議会（全国規模の団体）

[事業内容]

燃油の価格が上昇した場合の影響を緩和するための備えとして、国や漁業者等によって構築されたセーフティネットに加入することで、燃油高騰時に支援を受けられます。

具体的には、漁業者と国は、燃油価格の上昇に備えて資金を積み立て、原油価格が一定の基準※を超えて上昇した場合などに、加入した漁業者に対し補填金が支払われます。

※主な補填基準：「7中5平均値」

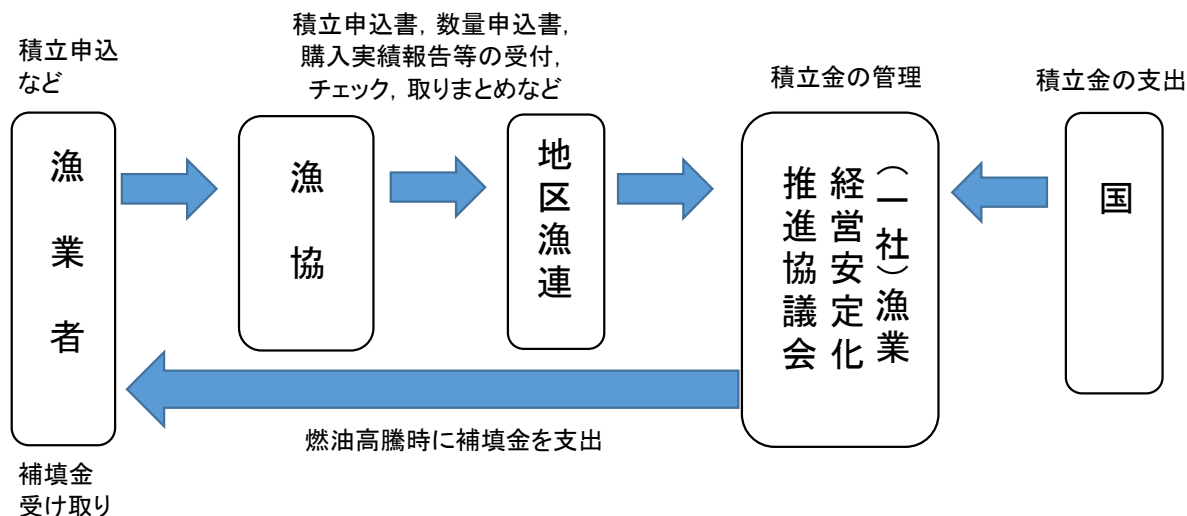
直前7年間（84ヶ月）の各月の平均価格のうち、高値12ヶ月分と低値12ヶ月分を除いた5年（60ヶ月）分の平均値

[加入状況]

本県のセーフティネット加入実績：10組合 282件（R8年2月現在）

（内訳：まき網14件、沖底7件、小底12件、小型船224件、内水面24件、定置1）

[事業の仕組み]



No. 17 不漁の影響を軽減したい（漁獲共済）

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	漁獲共済	事業の所管機関	全国合同漁業共済組合 (茨城県事務所)

事業の概要

[事業主体] 全国合同漁業共済組合（茨城県事務所）

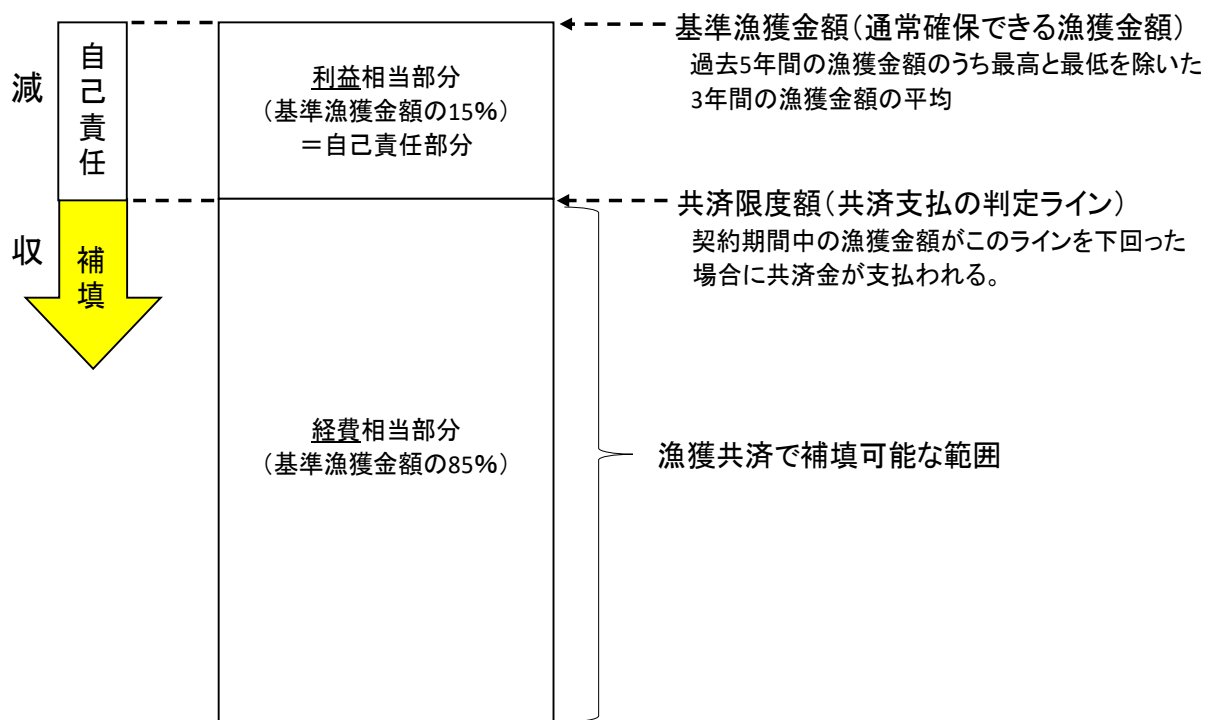
[事業内容]

- ・漁業共済は、漁獲金額等が不漁等で減少した場合の損失を補てんする保険です。
- ・漁業者が負担する共済掛金は全体でプール管理され、事故発生時の補填原資となります。
(共済掛金は掛け捨て)

[共済金の算出]

- ・漁獲共済をはじめとする漁業共済は、漁業経営の現状維持的な再生産の確保を目的とするため、補てんの対象は漁業経営に必要な「経費相当分」のみで、「利益相当分」は対象外。
- ・そのため、通常確保できると思われる漁獲金額に、限度額率（※共済規程で漁業種類毎に定める。小型合併漁業は85%）を乗じて「共済限度額」を算出し、漁獲金額が「共済限度額」を下回った場合に、共済金が支払われる。
- ・原発事故に伴う賠償金等は、共済金支払判定の際は漁獲金額として算定される。

[共済金のイメージ図]



No. 18 不漁の影響を軽減したい（積立プラス）

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	積立プラス (漁業収入安定対策事業)	事業の 所管機関	全国合同漁業共済組合（茨城県事務所）、水産庁企画課

事業の概要

[事業主体]

全国合同漁業共済組合（茨城県事務所）

[事業内容]

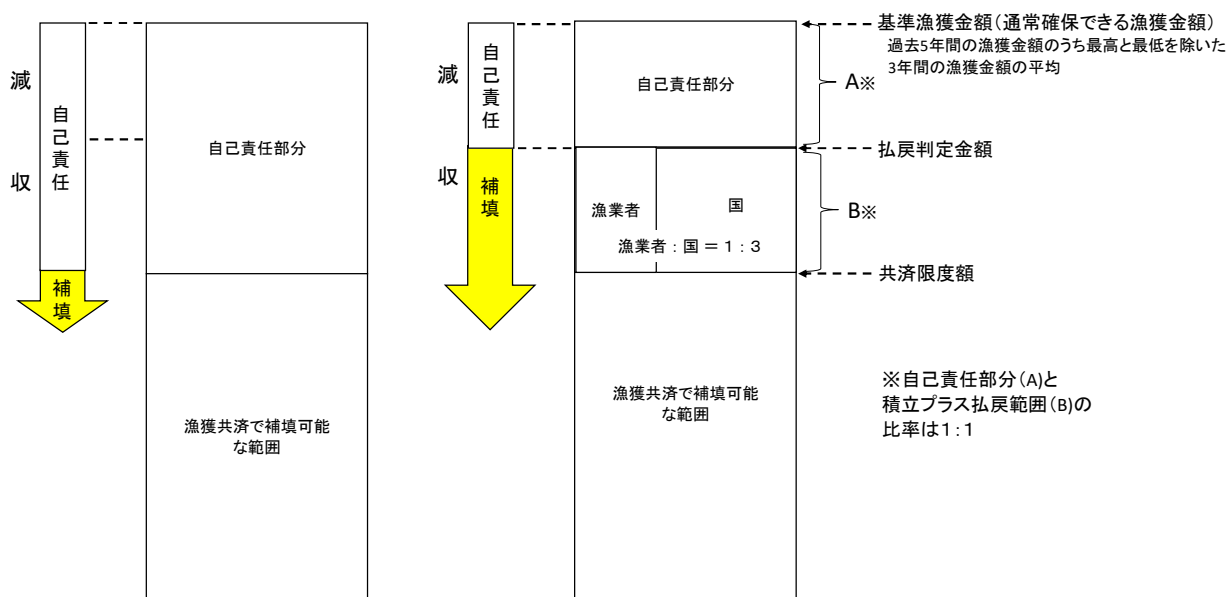
漁獲共済の仕組みを利用した補完措置として、資源管理に取り組む漁業者が共済発動に満たないレベルの漁獲金額の減収となった場合に、減収額の一部を補てんする制度です。資源管理計画を作成の上、漁業共済に加入することで参加資格を得られます。

補填原資は、漁業者自身と国による積立て（比率1：3）。各漁業者の積立ては、個人ごとの支払準備資産として管理され、支払（事故）が無かった場合、全額本人に返還される。（漁業共済と異なり積立金は掛捨てではありません。）

[加入要件]

- ①漁獲共済加入要件（契約割合が著しく低い低附保加入でなく、契約割合30%以上の実質加入であること。）
 - ②資源管理計画取組要件
- ※ 漁業共済のみ加入し、積立プラスは加入しないこととするのも可能（逆は不可）。

[漁獲共済のみと積立プラスありとの違い]



【漁獲共済のみ】

【漁獲共済+積立プラス】

No. 19 不慮の漁船損壊の心配を軽減したい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の事業担当者	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> その他 (漁船保険組合) </div>	
県の担当グループ	漁政課 調整・漁船グループ（TEL 029-301-4080）		
事業名	漁船保険制度	事業の所管機関	日本漁船保険組合 茨城県支所

事業の概要

[事業主体]

日本漁船保険組合茨城県支所 TEL 029-221-8526

[事業内容]

漁船損害等補償法に基づく漁船保険制度

1 目的

- (1) 漁船に対する不慮の事故による損害の復旧を容易にする。
- (2) 漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び賠償責任の発生により漁業経営が困難となることを防止する。
- (3) 漁船に積載した漁獲物等に対して不慮の事故による損害を補てんする。

2 漁船保険の種類及び補償内容

(1) 普通損害保険

沈没、座礁、火災などの事故によって漁船に生じた損害及び漁船を救助するために要した費用。

(2) 満期保険

保険の内容は、普通損害保険と同じ。（保険期間満期時に満期保険金あり。）

(3) 漁船船主責任保険

漁船が衝突した場合の相手船に対する損害賠償責任や漁船の運航に伴って生じた第三者に対する賠償責任及び費用。

(4) 漁船乗組船主保険

漁船の船主であり同時に乗組員である方が、漁船上において不慮の事故によって死亡したり行方不明になった場合又は後遺障害となった場合。

(5) 漁船積荷保険

漁船に発生した事故が原因となって、その漁船に積載されていた漁獲物や仕込みに生じた損害。

(6) プレジャーボート責任保険

5 t 未満のプレジャーボートの運航に伴って生じた賠償責任や、救助費用。

(7) 転載積荷保険

冷凍運搬船に転載した漁獲物等に生じた損害。

No. 20 漁業士、女性漁業士、研究会、女性部等の活動を支援して欲しい

最初の相談先	所属漁協	普及員（水産試験場等）	県の事業担当者	その他 ()
県の担当グループ	水産試験場 経営普及室	(経営普及室)	TEL 029-262-4179	FAX 029-263-0414
	霞ヶ浦北浦水産事務所 振興課	(振興課)	TEL 029-822-7270	FAX 029-822-0848
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場 霞ヶ浦北浦水産事務所	

事業の概要

[事業主体] 茨城県水産試験場、霞ヶ浦北浦水産事務所

[事業内容]

漁業士、女性漁業士、研究会、女性部等漁業者グループにおいて、新たな漁業技術の導入、環境保全対策、魚食普及活動、6次産業化活動など漁業振興に関する活動の支援を希望する場合には、所属する漁協経由で水産試験場及び霞ヶ浦北浦水産事務所に配置された水産業普及指導員に相談してください。

水産業普及指導員は相談内容に応じて、各種情報の提供、研修会の開催など、制度的・技術的支援を行います。

[その他]

必ず所属する漁協担当者にご相談の上、水産業普及指導員に連絡ください。

なお、相談するかどうか悩んでいる場合には、沿海地区（北部地区担当、中部地区担当、南部地区担当）及び霞ヶ浦北浦地区の水産業普及指導員が担当地域を巡回していますので、お気軽にお声がけください。